

目次

Q1. 事業概要	1
Q2. 交付申請について	4
Q3. 補助内容	8
Q4. 申請要件	12
Q5. 申請書類	17
Q6. 申請後の変更	20
Q7. 実績報告	21
Q8. 財産管理・財産処分	26

2026/5/29

Q1 事業概要

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	<p>申請期間終了後に期間内に到着した全ての申請について、センターが定める予算額の範囲において受付候補となる申請を決定する選定を行います。</p> <p>受付候補となった交付申請の受付の可否を判断し、受付となったものから、審査を経て順次交付決定を行い、交付決定通知書を発行します。</p> <p>交付決定日後に充電設備の発注および支払、設置工事の開始が可能となります。</p> <p>ただし、前払金等、一部の支払いについては交付決定日前でも可とします。</p> <p>工事および補助対象経費の支払いを完了させ、期限までに実績の報告をしてください。</p> <p>審査を経て補助金額を確定し、指定の口座へ振込みます。</p>
2	募集対象の事業を教えてください。	<p>令和7年度補正募集では以下の3つの事業が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路 SA・PA 等、公道上、空白地域への充電設備設置事業（経路充電） ・ 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） ・ マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）

No.	問合せ内容	回答
3	申請期間(申請締切)はいつまでですか。	<p>全ての事業区分において、現在受付が行われている申請期間は以下の通りになります。</p> <p>第1期：令和8年5月29日(金)～6月15日(月)13時 第2期：令和8年7月</p> <p>最終提出期限までにオンライン申請システムにて申請完了ボタンが押された交付申請が有効です。</p>
4	申請の受付は先着順ですか。予算が無くなった時点で申請の受付は終了になりますか。	<p>申請額の累計が各配分予算額を超える場合であっても、交付申請期間中は受付を終了することはありません。</p> <p>先着順の受付ではありませんので、申請内容をよく確認した上で不備不足のないように交付申請をしてください。</p>
5	補助金の予算を教えてください。	<p>令和8年2月27日掲載の「令和7年度補正予算 充電設備補助金の概要」のお知らせをご確認ください。</p>
6	急速充電設備について、経路充電、目的地充電が予算額の上限に達しない場合、基礎充電に改めて配分される可能性がありますか。	<p>第1期の申請額が予算額の上限に達しない場合は第2期に繰り越しを行い、第1期の異なる募集対象(急速、普通(基礎)、普通(目的地))に振り替えることはありません。</p> <p>また、繰り越し場合も原則として異なる募集対象に予算額を繰り越すことはありません。</p> <p>例) 普通(基礎)の残額は次の申請時期の普通(基礎)に繰り越します。</p> <p>ただし、急速(高速道路SA・PA以外)優先順位3-A(90kW以上)と優先順位3-B(90kW未満)は、同じ募集対象の枠内での複数の選定となるため、どちらかの申請額が上限に達しなかった場合は、もう一方に再配分します。</p>
7	V2H 充放電設備は対象外なのですか。	<p>今回の募集は「充電設備」の補助に関するものであり、「V2H 充放電設備」は募集の対象外です。</p> <p>V2H 充放電設備の令和7年度補正予算の詳細ご案内につきましては今しばらくお待ちください。</p>
8	交付申請の選定とは何ですか。	<p>申請期間中に到着した全ての交付申請において、設置場所区分や充電設備の種類および出力など事業ごとに定めた基準に従って、優先的に受付候補となる申請を決定することをいいます。</p>
9	基準額を設定し、基準額を超過する申請は取り消しとありますが、基準額とはどのように決定するのですか。	<p>申請あたりの充電設備の総出力のkWと補助金申請額の合計から申請における1kWあたりの補助金申請額を算出します。</p> <p>算出された金額で他の申請と比較し、1kWあたりの補助金申請額の少ない順に選定し、各配分予算額に達した額を最終的に基準額とします。</p>

No.	問合せ内容	回答
10	選定の基準額は公表されますか。	<p>基準額自体の公表は未定です。</p> <p>基準額・件数・充電設備の出力などから、公表すべき情報を精査の上、今後、交付決定以降に公表をする予定です。</p> <p>具体的な時期は現時点では未定となります。</p>
11	<p>急速充電設備を設置する場合①設置場所区分、②出力区分、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定するとはどういうことですか。</p>	<p>急速充電設備の選定をするにあたり、以下の基準を設定し優先順に行います。</p> <p>① 設置場所区分で「高速道路 SA・PA」、「高速道路 SA・PA 以外」の順に優先</p> <p>② ①の各設置場所区分の順に充電設備の総出力 90kW 以上、90kW 未満の順に優先</p> <p>③ ①②の順に選定し予算額を超える場合には、超えることとなった設置場所区分において出力 1kW 当たりの補助金申請額が少ない順に優先</p> <p>※事務所・工場等、共同利用充電拠点以外は総出力 50kW 以上に限る。</p>
12	選定の際、6kW 未満の充電設備は実際の出力を考慮し、3kW として扱うとは何ですか。	総出力 6kW 未満の普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドは、実際の充電時の総出力を考慮し、3kW として扱います。
13	選定があるとのことですが、2社の設置事業者に関し設置場所に関する許諾を出して、同じ設置場所に申請してもらうことはできますか。	申請期間終了時点において、異なる申請者であっても同一の設置場所において申請を行っている場合は重複申請と見做し、すべての申請を受付不可とします。
14	申請額に段階的に差をつけ、同一設置場所で複数件数申請することはできますか。	<p>申請期間終了時点において、充電設備の設置場所が同一の施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、選定の対象とすることなく、受付を不可とします。</p> <p>補助金の不正受給の観点から当該重複申請についての故意・過失の有無を問わず、全ての重複する申請が無効となりますので注意してください。</p> <p>また、本年度事業の別の申請期間に申請し、既に受付または交付決定を受けている交付申請と同一の設置場所に異なる申請者から申請が行われた場合も重複申請と見做します。</p> <p>※すでに受付または交付決定済の申請は、後の申請期間に重複申請を出された場合でも遡って取り消しは行いません。</p>

Q2 交付申請について

No.	問合せ内容	回答
1	交付申請とは何ですか。	本事業の補助金の選定および交付の決定を受けるための申請をいいます。
2	交付申請できるのは誰ですか。	充電設備を新たに購入(所有)し、設置工事に係る補助対象経費の支払いを行い、補助金の交付を受けようとする者のことをいいます。充電設備を設置する土地の使用権限を有する方が申請者となります。
3	地方公共団体が入札前に申請することは可能ですか。	申請は可能です。 ただし工事費の一部は、一般的な公共工事の積算方法とは異なる内容がありますので注意が必要です。
4	過去年度に取得したアカウントで申請してもよいですか。	過去年度取得したアカウントでは作成することができません。 令和8年度のオンライン申請システムより新たにアカウントを作成して申請手続きしていただく必要があります。
5	交付申請に必要な書類を教えてください。	事業および設置場所により異なります。 詳しくはセンターホームページの「 申請の手引き(第1期・第2期) 」を確認してください。
6	交付申請をするときに、何に気を付ければよいですか。	借地の場合の対応、工事の日程、予算の担保、工事の見積書の精度などを考慮し、事業および設置場所ごとに必要な書類を提出ください。 詳しくはセンターホームページの「 申請の手引き(第1期・第2期) 」を確認してください。
7	充電設備を設置してから申請するのですか。	これから新たに購入し設置される充電設備である必要があります。 交付決定通知を受領される前に発注(購入)および設置されたものは補助の対象外になります。
8	交付決定は申請の到着順ですか。	申請期間終了後、選定を行い、選定された申請から書類の不備不足の確認を行います。 不備不足が解消し、受付となったものから審査を行い、交付決定となるため、申請の到着順とは前後する場合があります。 「 申請の手引き(第1期・第2期) 」をご覧ください。不備不足のないよう申請してください。

No.	問合せ内容	回答
9	交付申請してから交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。	第1期は6月～8月、第2期は8月～10月を目途に順次交付決定を行います。 その後、「交付決定通知書」を通知します。 審査に時間を要するもの、申請が集中した場合はこの限りではありません。
10	交付申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても申請してよいですか。	表示された項目へのデータ入力および必要書類のアップロードが完了していないと申請をすることができません。 センターホームページの記入例を参照してください。
11	急いでいるので、ダミーデータをアップロードします。 先に申請を受付けてもらえますか。	申請の受付はできません。 申請のデータ作成および必要書類をアップロードした上で、申請するようにしてください。 申請ボタンが押されていても、必要書類が不足している、必要事項の入力がない、申請の相違等、センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行いません。 実績の報告時も同様となります。
12	入力した内容に自信がありません。 審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	本補助制度では、事前審査制度はありません。 申請にあたりご不明な点は「 申請の手引き(第1期・第2期) 」にて確認頂いただくか、コールセンターにお問い合わせください。
13	申請において不備がある場合は取消になりますか。 それとも不備不足の指摘があり、修正は可能ですか。	選定された申請から書類の不備不足の確認を行います。 申請要件に満たないものや修正不可事項がある場合は受付不可となります。 センターから書類の不足や修正の指示がされた場合は、是正されるまで受付となりません。 期限が守られない場合は厳正に対処し、その申請は無効としますのでご注意ください。 センターからの指示には速やかに対応するようにしてください。
14	寄贈された充電設備を設置するのですが、工事だけの申請はできますか。	この補助制度は、新たに充電設備を購入して設置する方に対して補助金を交付する制度ですので、寄贈を受けた充電設備を設置する場合は、申請できません。
15	充電設備は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	充電設備をリースする場合も申請は可能です。 リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。 リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりも反映しなければなりません。

No.	問合せ内容	回答
16	充電設備を設置する場所の土地の所有者でなくても申請できますか。	<p>借地の場合も申請は可能です。</p> <p>ただし、交付申請までに土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地所有者から得た上で申請をしてください。</p> <p>なお、許諾は「一つの工事」ごとに得る必要があります、交付申請時に許諾を証する書類の提出が必要です。</p> <p>リース申請の場合は、使用者(契約者)が許諾を得ていることが必要となります。</p>
17	手続代行者に依頼ができると思いますが、誰でもなれるのですか。	<p>審査内容の確認等を行いますので、原則、会社別見積書一覧に入力される工事施工会社に限りです。</p>
18	手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。	<p>手続代行者に依頼できるのは、交付申請および実績報告にかかる業務等の一部になります。</p> <p>申請における全てを依頼することは認めておりません。</p> <p>なお、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な観点から、申請者に通知します。</p> <p>また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは、申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。</p>
19	工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいのですか。	<p>複数いるうちの一社を代表として依頼してください。</p> <p>手続代行者を変更することはできませんので注意してください。</p> <p>代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようになしてください。</p> <p>連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要す場合があります、補助金の支払いができないこともあります。</p>

20	<p>充電設備を製造しています。</p> <p>製造している充電設備を補助対象設備とするための承認申請を行いたいのですが、承認申請はできますか。</p>	<p>可能です。</p> <p>申請に当たり「充電設備の承認申請書等」を当センターホームページにてご確認ください、必要書類を揃えたうえで申請をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認申請期間 令和8年4月20日(月)～令和8年8月31日(月) ・承認申請の申請方法 申請書ならびに仕様書等の必要書類をご準備いただき、メールに送付してください。 <p>メールアドレス : judensetsubi_shinsei@cev-pc.or.jp 充電設備の承認申請担当宛</p> <p>※初めて申請される場合は、申請内容等の詳細をご案内いたしますので、上記メールアドレスまでご連絡ください。</p>
----	--	--

Q3 補助内容

No.	問合せ内容	回答
1	どの充電設備でも補助金は交付されるのですか。	メーカーからの承認申請を受け、センターが承認した充電設備が補助の対象となります。 センターのホームページで確認してください。
2	充電設備の補助率の違いはありますか。	申請する事業や充電設備の種類により異なります。 詳しくは「 申請の手引き(第1期・第2期) 」P19 表-1に記載されているそれぞれの事業の説明と補助率を確認してください。
3	定額とは全額補助という意味ですか。	充電設備の「定額(1/1以内)」とは、申請者が申告する購入した価格とセンターが承認した本体価格補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。 設置工事の「定額(1/1以内)」とは、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。
4	同じ設置場所に2基の普通充電設備をつけます。 複数の充電設備を設置する際、補助金はどのように算出されるのですか。	充電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、充電設備の基数分について申告と上限に基づき審査・算定します。 案内板とその他設置に係る費用は一つの申請ごとに申告と上限に基づき審査・算定します。
5	個人宅に充電設備を設置しますが申請できますか。	個人宅に充電設備を設置する補助事業はございません。個人宅にコンセントを設置される場合は『 戸建て住宅充電用コンセント 』をご参照ください。
6	国の他の補助金と重複して申請してもよいのですか。	充電設備および設置工事と重複しない限りにおいて可能です。
7	地方公共団体の補助金と併用して申請してもよいのですか。	本補助金との併用はお認めしています。 各地方公共団体へ重複して申請することが可能かお問い合わせください。
8	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	申請者(リースの場合は使用者(契約者))が自社またはセンターが定める関係会社から充電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。 交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。

No.	問合せ内容	回答
9	法人で申請するのですが、自分の会社で工事をします。 この場合は、利益等排除の対象となるのですか。	申請者が工事施工会社と関係会社である場合は、利益等排除の対象となります。 ただし、申請者が自社で工事を行う場合は申請不可となります。
10	受電方法で「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」を利用して充電設備を設置します。 どのような書類を準備すればいいですか。	「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」を利用する場合は「一般送配電事業者もしくは小売電気事業者に提出した申込書」および「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置の工事負担金が確認できる書類」の提出が必要となります。
11	特別措置を利用して充電設備を設置しますが、電力会社との契約に時間がかかるのでの期限内に申請を間に合わせるために「特別措置を利用しない」として申告し、特別措置に関わる費用も補助申告しなければ申請できますか。	特別措置費用の申告有無を問わず、「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」を利用する場合は「特別措置を利用する」として申告する必要があります。 「特別措置を利用しない」として申告されていても審査の段階で「特別措置を利用する」とセンターが判断した場合は、基本情報として変更不可ですので、事実と異なる申請と見做し、申請は無効となります。
12	充電設備の設置にあたり、特別措置にて電力契約します。 交付申請時に一般送配電事業者からの請求書が発行されていないのですが、どうすればよいですか。	「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置の工事負担金が確認できる書類」のうち、「一般送配電事業者との協議の結果の概算見積書」または「特別措置に基づく受電工事費の概算申告書」を提出してください。 一般送配電事業者が発行する請求書が発行されましたら速やかにオンライン申請システムの「状況等報告」にデータを入力の上、請求書をアップロードし、提出してください。
13	普通充電設備を設置する場合、「普通充電設備」と「充電用コンセント」を混在して申請してもいいのですか。	目的地充電は可能ですが、基礎充電は「普通充電設備」「充電用コンセント・充電用コンセントスタンド」の異なる種類の充電設備を混在して設置する申請はできません。 充電設備の種類についてはセンターホームページの「補助対象充電設備一覧」を参照してください。

14	<p>普通充電設備を設置する場合、「普通充電設備」を規定数まで申請し、それ以上の数量の「普通充電設備」を申請せずに自費負担で設置することはできますか。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、補助金の申請を行わずに設置する充電設備および配線やブレーカー等は、補助の対象外として扱います。</p> <p>また、補助対象となる充電設備と配線・ブレーカー・配電盤等を共有している場合、補助の対象外の充電設備に関わる工事（他用途）として、補助の対象外となります。</p> <p>なお、補助金を受けずに設置する充電設備がある場合は、図面等にて当該充電設備の設置場所が確認できるように示してください。</p>
15	<p>急速充電設備を申請する場合、普通充電設備も補助金申請をして併設設置してもいいのですか。</p>	<p>目的地充電、事務所・工場等および共同利用充電拠点にて「急速充電設備」を申請する場合、「普通充電設備」「充電用コンセント」「充電用コンセントスタンド」の異なる種別の充電設備と併設設置は可能です。</p> <p>併設設置の場合は、「急速充電設備」のみの出力1kW（急速充電設備を複数基設置する場合は合計出力1kW）に対する補助金申請額が少ない申請から順に選定します。</p> <p>目的地充電、事務所・工場等および共同利用充電拠点以外の事業区分では併設設置不可です。</p> <p>充電設備の種別種類についてはセンターホームページの「補助対象充電設備一覧」を参照してください。</p>
16	<p>過去に補助金を受けて設置した充電設備を入れ替えます。</p> <p>設置から5年以上は経過していますが、保有義務期間の満了前でも申請はできますか。</p>	<p>はじめに、入替設置の事業はまだ使用可能な充電設備の入替を推奨するものではないことをご留意ください。</p> <p>保有義務期間内に充電設備を入れ替える場合でも申請は可能となりますが、財産処分の手続きを行う必要があります。</p> <p>補助金を受領して設置された充電設備を保有義務期間内にやむを得ない事情にて撤去等する場合は、財産処分の手続きによるセンターの承認が必要であり、補助金の返還を求められる場合があります。</p> <p>財産処分の手続きは、申請と並行して行い、充電設備の撤去等は、交付決定通知の受領後に行う必要があります。</p>

17	<p>申請期間中に、補助金を受けて設置した充電設備の保有義務期間が満了になります。</p> <p>満了前に充電設備の入替申請をする場合は財産処分の手続きが必要ですか。</p>	<p>保有義務期間内に充電設備を撤去等して入れ替える場合でも申請は可能となりますが、財産処分の手続きを行う必要があります。</p> <p>ただし、交付申請時に申告する工事開始予定日が保有義務期間満了後の場合は、特段の配慮にて財産処分手続きを不要とします。</p> <p>センターは工事開始日に条件を付して交付決定を行いますので、必ず条件を履行してください。</p> <p>保有義務期間の満了前に充電設備の処分を行ったことが判明した場合は、センターの承認を得ずに処分を行ったとして、補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>なお、工事開始日に条件を付した場合でも、実績報告提出期限を猶予するものではありませんので、ご承知おきください。</p>
18	<p>gBizINFO（ジービズインフォ）に公表される補助金に関する情報とは何ですか。</p>	<p>下記の内容等が gBizINFO(ジービズインフォ)にて公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者名(交付決定先) ・ 法人番号 ・ 交付決定日 ・ 交付決定額
19	<p>充電設備はいつから使っても良いのですか。</p>	<p>交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に検収が完了しましたら、速やかに充電設備は稼働してください。実績報告を行う時点で、充電設備は稼働している必要があります。</p>

Q4 申請要件

No.	問合せ内容	回答
1	<p>店舗の駐車場に設置します。お客様でなくても利用できるようにしますが、営業時間外は駐車場の利用ができません。この場合は要件としての公共性から外れますか。</p>	<p>営業時間外は駐車場が閉鎖になることにより利用できなくなる場合でも、交付申請は可能です。</p> <p>センターは公共用充電設備が 24 時間利用可能となるように努めることを推奨しています。</p> <p>交付申請時に充電設備の 24 時間利用の可否を申告し、24 時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告することを要件としています。</p>
2	<p>公共用の充電設備の場合は、インターネット上で場所が分からなければいけないのですか。</p>	<p>公共用充電設備は、「充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること」が要件の一つになっています。</p> <p>インターネット上で誰もが利用および検索可能な Web サイトに掲載されている必要があります。</p> <p>ただし、交付申請時に掲載予定であることを申告(掲載先は未定でも可)し、実績報告時に実際の掲載先を報告することで申請は可能となります。</p>
3	<p>課金サービスのアプリを利用し、充電設備の利用者に提供する予定です。公共用充電設備のインターネット上での公開の要件を満たしますか。</p>	<p>公共用充電設備の要件の一つである、「充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること」とは、インターネット上で誰もが利用および検索可能な Web サイトに掲載されている必要があります。</p> <p>特定のアプリ等をダウンロードしなければ確認できない場合は、インターネット上での公開の要件からは外れてしまいます。</p>
4	<p>公共用に設置しますが、課金機を設置しないといけないのですか。</p>	<p>公共用充電設備は「充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること」が要件の一つになっています。</p> <p>徴収方法に指定はありませんが、交付申請時に課金の有無、徴収方法、徴収単位、徴収金額を申告していただきます。</p>

5	<p>公共用の充電設備の要件の東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）と併設して独自の路面表示をしても構いませんか。</p>	<p>公共用充電設備の場合は「充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）を設置すること」が要件の一つになっています。</p> <p>東京電力登録商標デザイン（CHARGING POINT）以外の路面表示の設置は不可となります。</p> <p>ただし、地方公共団体の環境条例に基づく色の変更は、東京電力の事前の承諾がある場合のみ可としますので、交付申請時に状況等報告にてその旨を報告してください。</p> <p>なお、車室番号など運用に必要と判断できる表示に関しては、審査での判断にて認める場合があります。</p>
6	<p>公共用の充電設備は充電スペース内に路面表示を設置しなくてはならないと思いますが、公園で駐車場が芝生の場合はどうすればいいですか。</p>	<p>公共用充電設備の場合は「充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）を設置すること」が要件の一つになっています。</p> <p>ただし、景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告することが可能です。</p> <p>その場合は、交付申請時に状況等報告にて設置ができない理由を申告してください。</p>
7	<p>公共用の充電設備で路面表示の設置ができない場合の「代替路面表示」とは、どのようなものですか。</p>	<p>センターがお認めする「代替路面表示」とは充電スペース内または隣接した路面や壁面、専用の柱などに恒久的に固定された表示のことをいい、原則として以下を満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインは東京電力登録商標（CHARGING POINT）のみに限りま す（地方公共団体指定の環境色対応は可。） ・充電スペースに接した箇所に、充電区画ごとに設置する必要があります。 ・「案内板」や他の充電スペースの路面表示との併用は不可と します。 ・当該充電スペースへの進入方向から見える場所、角度に設置し てください。 ・表示サイズは、路面固定の場合は900mmx900mm以上、壁面や建 柱固定の場合は500mmx500mm以上としてください。 ・充電設備や高圧受変電設備、引き込み建柱等への固定は不可と します。
8	<p>既に路面表示がある場合は、新たに設置せずに活用してもいいですか。</p>	<p>既設の路面表示を活用できるかどうかは審査での判断になります。</p> <p>既存の路面表示のサイズ、デザイン、表示場所や劣化度合いによっては、新設を指示する場合がありますので注意してください。</p>

9	<p>マンションに充電設備を設置するのですが、住民がわかりやすいように路面表示をしてもいいですか。</p>	<p>マンション等への設置など非公共用の充電設備の場合は、補助の対象ではありませんが、表示を行うことは可能です。</p> <p>ただし、公共用充電設備との誤認を避けるため、デザインは東京電力登録商標（CHARGING POINT）やそれに類似したものは認められませんので、注意してください。</p>
10	<p>経路充電で急速充電設備を申請する場合、補助金の申請をせずに普通充電設備を併設設置することはできますか。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、補助金の申請を行わずに設置する充電設備および配線やブレーカー等は、補助の対象外として扱います。</p> <p>また、補助対象となる充電設備と配線・ブレーカー・配電盤等を共有している場合、補助の対象外の充電設備に関わる工事（他用途）として、補助対象外となります。</p> <p>なお、補助金を受けずに設置する充電設備がある場合は、図面等にて当該充電設備の設置場所が確認できるように示してください。</p>
11	<p>公道に面した私有地や公用地などに公共用急速充電設備を設置するつもりです。</p> <p>「公道上」の事業で申請可能ですか。</p>	<p>申請不可です。</p> <p>「公道上」の事業は、道路管理者などから設置許可を受けた道路上の充電場所に充電設備が設置される必要があります。</p> <p>「公道上」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道などの道路上を充電場所として、充電設備を設置することをいいます。</p> <p>「公道」*に面している施設などに充電設備を設置するものは含みません。</p> <p>*「公道」とは、土地の所有者のみが利用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。</p>
12	<p>急速充電設備を「商業施設等」に設置する場合は申請できますか。</p>	<p>申請可能です。</p> <p>急速充電設備では経路充電における「高速道路 SA・PA」、「公道上」、「空白地域」、目的地充電における「商業施設及び宿泊施設等」、基礎充電における「事務所・工場等」、「共同利用充電拠点」が申請可能です。</p> <p>※事務所・工場等、共同利用充電拠点以外は総出力50kW以上に限ります。</p>

13	<p>駐車区画数 200 以下の目的地に普通充電設備を設置しようと考えています。</p> <p>「設置基数は 4 口以内」という規定があるので 8 基の充電設備を 2 ヶ所に 4 基ずつ分割すれば申請できますか。</p>	<p>同一施設に属する 2 か所の駐車場の場合は、申請不可です。</p> <p>申請は「一つの工事」ごとに行う必要があります。</p> <p>同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事を「一つの工事」といい、同一施設内に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も同様に「一つの工事」となりますので、設置口数の上限を超える場合の申請は無効とします。</p>
14	<p>時間貸し駐車場は申請できますか。</p>	<p>「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業」にて申請可能です。</p> <p>その場合、時間貸し駐車場であることを証する表示(料金看板)の写真の提出が必要です。</p> <p>表示(料金看板)がない場合や取り外しが容易である簡易的な表示(料金看板)が設置されている場合、また、会員限定やインターネット予約限定の駐車場などは対象外です。</p>
15	<p>宿泊施設の駐車場に設置します。次の場合は公共性を満たすことになりますか。</p> <p>①一定の時間帯を宿泊者優先とした場合</p> <p>② 完全に予約制とした場合</p> <p>③ 会員はいつでも利用可能だが、非会員はスタッフが勤務する営業時間のみの場合</p>	<p>申請要件の公共用充電設備であるという前提で以下のように判断します。</p> <p>①宿泊者等に宿泊施設の利用がない場合に、誰でも充電設備を利用できるのであれば、公共用充電設備と判断します。</p> <p>②完全に予約制とした場合でも、誰でも予約可能であれば、公共用充電設備と判断します。</p> <p>③運用を行うにあたり、誰でも利用できる時間を従業員が常駐する営業時間などに限定される場合でも、交付申請は可能です。センターは公共用充電設備が 24 時間利用可能となるように努めることを推奨しています。</p> <p>交付申請時に充電設備の 24 時間利用の可否を申告し、24 時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告することを要件としています。</p>
16	<p>分譲マンションに設置する場合は「マンション等簡易申請」を選択する必要がありますか。</p>	<p>必ずしも選択しなければならないわけではありません。</p> <p>『マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)』のうち、既存の分譲マンション等への設置事業の申請において、申請者が管理組合となる場合に限り選択することが可能となります。</p> <p>なお、その場合は普通充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンドの選定において、優先されます。</p>

17	<p>分譲のマンションに設置しますが、交付申請時に提出が必要な「住民総会」での決議を証する書類は何を提出すればよいのですか。</p>	<p>充電設備を設置することを住民が許諾し、予算の確保がされていることを証する書類になります。</p> <p>「住民総会」で決議されたことがセンターで確認できる書類(住民総会の議事録)を提出してください。</p> <p>なお、交付申請時点にまだ決議がされていない場合は、理事会での決議がされていることを証する書類を提出してください。</p>
----	--	--

Q5 申請書類

No.	問合せ内容	回答
1	設置場所住所、名称の他に緯度・経度を入力するようになっていますが、どのように記入すればよいですか。	<p>市販のツールやインターネット上で利用可能な地図等を使用し設置場所住所から緯度・経度を「10進法」にて入力してください。</p> <p>なお、基礎充電においては、申告不要としております。</p> <p>例) 緯度XX.XXXXXX 経度XXX.XXXXXX</p>
2	本人確認書類としてマイナンバーカードの提出はできますか。	<p>可能ですが、表面のみ提出してください。</p> <p>個人番号が記載されている裏面は提出しないでください。</p>
3	履歴事項全部証明書に変更がありました。交付申請時には登記がまだ完了していません。役員名簿はどうすればよいですか。	<p>株主総会等において登記事項に変更があった場合は、変更前の履歴事項全部証明書等および変更事項を証する書類(総会資料、議事録等)を提出し、最新の役員名簿の提出をしてください。</p> <p>その後、登記が完了しましたら、速やかに履歴事項全部証明書等を提出してください。</p>
4	法人番号の欄に入力する番号は何ですか。	<p>平成29年度事業より、申請者(共同申請者も含む。)が法人にあっては、補助金交付に関する情報がオープンデータとしてgBizINFO(ジービズインフォ)において公表されることになりました。(旧:法人インフォメーション)</p> <p>法人番号(13桁)は、主に下記に示す書類で確認することができます。</p> <p>履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。</p> <p>なお、入力された法人番号を確認するため、下記のいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書 ・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等 ・経済産業省のgBizINFO(ジービズインフォ)よりダウンロードした当該PDFファイルデータ等
5	交付申請時に提出する見積書は概算見積書でもよいですか。	<p>概算見積書では交付申請はできません。</p> <p>正式な見積書を基に「充電設備等設置工事申告」を入力し、提出する必要があります。</p>

No.	問合せ内容	回答
6	見積書が消費税込の金額になっています。 申請書に入力する額はどうすればよいですか。	申請書はすべて税抜の額を入力してください。 消費税は補助対象経費と見做しません。 審査向上のため、見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。
7	工事申告の入力方法について教えてください。	センターホームページ内の操作ガイドを参照してください。 工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、入力してください。
8	法人の場合、役員名簿の提出が必要とありますが、入力しなければならない役員を教えてください。	役員とは取締役、会計参与、監査役になります。 たとえ非常勤役員であっても役員である以上は必須となります。 申請者が法人の場合(共同申請者も含む。)は、「 申請の手引き(第1期・第2期) 」: 1-4. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除および(別紙1)「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を役員名簿に入力してください。 また、リース契約の使用者(契約者)が法人の場合も履歴事項全部証明書等と役員名簿の提出が必要となります。
9	車を動かすことができないため ネット上の地図から設置場所を 切り抜いた写真を提出してもいい ですか。	不可です。 実際に撮影したデータのみ提出してください。 人工知能(AI)で生成した画像、インターネット上で取得した画像、加工(予定場所を枠で囲むことなども含む。)および修正された画像の提出は認めません。 本事業では解析ツール等を導入します。 やむを得ず、障害物(駐車車両等)が写りこんでしまう場合は、全体写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電設備設置予定壁面の写真を複数枚提出してください。 また、GPS 情報を含まない写真のアップロードはできないため、すべての写真の撮影情報データに位置情報(GPS 座標)を残し提出してください。 ※撮影情報データ(Exif ファイル)とは、スマートフォンやデジタルカメラ等の機器で撮影したデジタル写真に付与される撮影情報や位置情報等のデータのことです。

No.	問合せ内容	回答
10	<p>要部写真として写真が求められています。これから建設するので、設置予定場所には何もありません。</p> <p>何を写せばよいのですか。</p>	<p>これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、現状の設置予定場所を撮影してください。</p> <p>要部写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。</p> <p>詳細は「申請の手引き(第1期・第2期)」の補足資料にて確認してください。</p> <p>※申請時に設置予定場所が完成していない場合、条件付き交付決定とし、完成した充電スペース、充電設備設置場所等を追加で提出していただきます。</p>
11	<p>借地に充電設備を設置します。</p> <p>土地の利用に関する許諾を証する書類というのは土地の賃貸借契約書を提出すればよいですか。</p>	<p>センターが求めているのは、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾になります。</p> <p>その旨の記載がある場合や、覚書等がある場合は土地の賃貸借契約書の提出で構いません。</p> <p>記載がない場合は、書式は問いませんので、別途提出してください。</p>

Q6 申請後の変更

No.	問合せ内容	回答
1	<p>申請後に法人名を変更しました。 どのように対処すればよいのですか。</p>	<p>「変更届出」と変更後の本人確認書類(履歴事項全部証明書等)および「役員名簿」を提出してください。 ただし、交付申請後に申請者自体を変更することはできません。</p>
2	<p>申請後に法人の代表者および履歴事項全部証明書に記載の役員が変更になりました。 何か手続は必要ですか。</p>	<p>交付決定前であれば「状況等報告」、交付決定後であれば「変更届出」の提出が必要です。 変更が登記された本人確認書類(履歴事項全部証明書等)および「役員名簿」を提出してください。 地方公共団体の長、等の管理組合の理事長等が変更になった場合も同様です。 「状況等報告」または「変更届出」にそれぞれの本人確認書類をアップロードし、提出してください。 その際には変更になったことが確認できる書類(総会資料、役員変更のご案内等)の書類が必要になります。</p>
3	<p>実績報告を行うのですが、申請時から申請者の住所を変更する場合はどうすればよいのですか。</p>	<p>申請者の住所が変更になる場合は、実績報告前に「変更届出」の提出が必要です。 変更前と変更後の住所が確認できる書類(履歴事項全部証明書、住民票、免許証の表と裏書等)を提出してください。</p>
4	<p>工事施工会社を変更したいのですが、どうすればよいのですか。</p>	<p>申請後に工事施工会社を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取下げた交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。</p>
5	<p>手続代行者を変更することはできますか。</p>	<p>申請後に手続代行者を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取下げた交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。</p>

Q7 実績報告

No.	問合せ内容	回答
1	実績報告をするにはどうすればよいのですか。	補助金の交付を受けるためには、期限内にセンターへ実績の報告を行う必要があります。 「交付決定通知書」が発行されるとオンライン申請システムにて「実績報告」の作成ができます。 データ作成および必要書類をアップロードした上で、期限までにセンターへ報告してください。
2	実績の報告期限に間に合いそうにないのですが、どうすればよいのですか。	実績報告期限を超えることはできません。 もし間に合わない場合は申請の取下げをしていただく必要があります。
3	実績報告をしてから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	センター受付から約 1.5~2 ヶ月で実績報告に入力された申請者名義の口座へ振込みされます。 振込の前に「補助金の額の確定通知書」が発行されますので、補助金交付額と振込予定日を確認してください。
4	支払完了日の定義を教えてください。	充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。
5	設置工事開始日の定義を教えてください	充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。
6	設置工事完了日の定義を教えてください。	補助対象経費にかかる充電設備を稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。
7	工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。	手続きの必要はありません。 ただし、実績報告の期限を超えることはできません。
8	充電設備を購入する予定で申請しましたが、リースにて設置しようと思います。 変更することはできますか。	申請後にリースの有無を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。

9	<p>申請時とは違う充電設備を設置したいのですが、充電設備を変更することはできますか。</p>	<p>原則として、「補助金交付決定通知書」で承認された内容を遂行する必要があります。</p> <p>交付決定前に充電設備を変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取下げた交付申請期間内に再度交付申請をする必要があります。</p> <p>ただし、交付決定後において、その後の事情の変更により申請した充電設備をやむを得ず変更する必要がある場合は、補助対象充電設備一覧表に記載されている出力が同じ充電設備であれば、あらかじめセンターの承認を得ることで、変更が可能です。センターの承認を得ずに充電設備を変更した場合は、交付決定を取消すことがありますので留意してください。</p>
10	<p>工事を開始したら、配線予定の土地に別の建物の基礎があり、配線ルートを変更しなくてはいけなくなりました。</p> <p>センターへの連絡は必要ですか。</p>	<p>原則として、「補助金交付決定通知書」で承認された工事を遂行する必要があります。</p> <p>ただし、変更が生じた場合はオンライン申請システムにて速やかにセンターへ申告してください。</p> <p>センターはその内容・理由に基づき変更内容の重要性を審査し、結果を申請者に通知しますので、その指示に従ってください。</p> <p>実績の報告前までに提出する必要があります。提出されない場合は交付決定を取消すことがありますので留意してください。</p> <p>なお、センターの指示があるまで、計画変更に係る設置工事は中断する必要があります。</p>

11	<p>充電設備の設置工事を取りやめることになりました。</p> <p>申請を取り下げることはできますか。</p>	<p>可能です。</p> <p>申請状況により以下①～⑤の手続が必要になります。(一部センター承認が必要な手続きがあります。)</p> <p>① 申請ボタンを押す前：オンライン申請システムの「申請削除」から申請を削除してください。</p> <p>② 申請ボタンを押した後～センターの受付前：オンライン申請システムの「取止取下」から手続きしてください。</p> <p>③ センターの受付後：オンライン申請システムの「取止取下」から手続きしてください。</p> <p>センターにて内容を確認します。</p> <p>④ 交付決定通知の受領後に内容に不服があり取下げる場合：交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にオンライン申請システムの「計画変更」から手続きしてください。</p> <p>⑤ 上記④以降のタイミング：オンライン申請システムの「計画変更」から手続きしてください。</p> <p>センターにて内容確認のうえ承認します。</p> <p>承認された場合はセンターより計画変更承認通知書により通知します。</p>
12	<p>充電設備の発注書に工事費も含まれていますが、問題ありませんか。</p>	<p>充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積が含まれる場合は、問題ありません。</p>

<p>13</p>	<p>支払証憑について教えてください。 複数の場所に充電設備を設置しました。 申請は一つの工事ごとに行いましたが、支払いは全ての申請分を一度に工事施工会社に支払いました。 どのように実績報告に添付すればよいのですか。</p>	<p>内訳書を添付してください。 その場合は、鑑となる証憑と紐付けされていることが必要です。</p> <p><領収書が一括の場合> 請求書が工事ごとであれば、領収書に設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p><請求書および領収書とも一括の場合> それぞれ内訳書が必要になります。 工事施工会社の請求書に内訳として設置場所ごとの請求額を記載してください。 さらに該当の設置場所に関しては部材や労務費等が記載された内訳書が必要となります。 領収書には、設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p>(注)実績報告時に支払証憑が提出できない場合は、補助金の交付ができません。 補助申請をするにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区別してください。 収支に関する証拠書類(見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類)も明確に区別することが必要です。</p>
<p>14</p>	<p>地方公共団体ですが、支払証憑として「支出命令書」を用いることは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。 支払証憑については原則、工事施工会社発行の領収書を提出してください。 ただし、提出が困難な場合に限り、支出命令書での提出をお認めします。</p>
<p>15</p>	<p>充電設備は取得価格が50万円未満でも、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 J11)に入力するのですか。</p>	<p>入力が必要です。 充電設備については、取得価格に関わらず全てが入力対象となります。 付帯設備等については、取得価格が50万円以上の付帯設備等が入力対象となります。 補助金の交付を受けた方は、取得財産等について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 J11)」を書面にて管理・保管しなければなりません。</p>

16	課金機が付属している充電設備の場合、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 J11) に記入するのですか。	充電設備本体に課金器等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入する必要があります。
17	インターネットバンキングのため、通帳がないのですが、補助金の振込先口座を証する書類は何を提出すればよいのですか。	<p>下記内容が確認できる画面のプリントアウト等を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座名義人の氏名／名称のフリガナ ・ 金融機関名 ・ 支店名 ・ 預金種目 ・ 口座番号 <p>実績報告に記載された申請者名義であることが確認できる必要があります。</p> <p>口座の種類により異なりますので、「申請の手引き(第1期・第2期)」を確認の上、提出してください。</p>
18	利益等排除をして交付決定を受けました。実績報告時に提出する書類はありますか。	<p>「利益等排除申立」の提出が必要となります。</p> <p>また、該当する利益等排除の算出方法による根拠資料は実績報告時に使用した根拠資料を提出してください。</p> <p>交付申請時と同一の場合も再度提出する必要がありますので、注意してください。</p>

Q8 財産管理・財産処分

No.	問合せ内容	回答
1	保有義務期間とは何ですか。	補助金の交付を受けた方が、設置した充電設備を保有管理し、効率的運用を図らなければならない期間の事です。 保有義務期間は設置完了日から5年となります。
2	処分制限期間が5年となっておりますが、5年を過ぎたら処分はどうすればよいのですか。	設置完了日から5年を過ぎた充電設備等の処分については、補助事業者の意向で決めてください。
3	保有義務期間の5年間に、保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。	原則として、補助金の返還が必要となります。 保有が困難にあった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、必ずセンターへ事前の届出が必要となります。 センターの承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返還を求める場合があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。
4	マンションに自分で補助金により充電設備を設置したのですが、転居する場合、何か手続きが必要ですか。	財産処分の手続きが必要となります。 処分制限期間内の転居の場合、管理組合の約款において、これを撤去せず、新規の賃貸借契約を結び、継続して充電設備を利用することが定められている場合等、必要な条件が整えば補助金を返還しなくてよい場合があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。
5	充電設備メーカーからメーカーの責任で不具合が発生し交換したいと言われました。何か手続きが必要ですか。	財産処分の手続きが必要となります。 「財産処分承認申請書(様式 J22)」を提出してください。 本人の責めに帰さないやむを得ない事由での充電設備等の交換にあたるため、センターはこれを受け、返還を求めない旨の承認書を発行します。 なお、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 J11)」を修正し、再度センターに提出する等、処分後に完了報告をする必要があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。
6	補助金の交付を受けた充電設備を「充電インフラ会社」等に貸付けし、課金の運用を任せたいのですが、可能ですか。	補助金の交付を受けた方が充電設備の所有権を留保し、補助金の目的の達成を図るために行われる利用権の許諾であれば可能です。 その場合は補助金の交付後(振込後)に、センターへ「取得財産等届出書(様式 J21)」と賃貸借契約書等を添付して提出する必要があります。処分内容により提出書類が異なりますので、センターの指示を受けてください。

7	経理処理で圧縮記帳は可能ですか。	個人の方は国庫補助金等の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることができ、また法人は国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることが可能です。手続きについてのご不明点は、所轄の税務署または税理士にご相談ください。
---	------------------	---